令和5年度第20回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和6年1月25日

担当部・課:保健福祉部健康推進課〔内線2412〕

#### ① 件 名

石巻市医療施設開設支援事業補助金の創設について

#### ② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

#### 【背景】

本市の医療体制は震災等の影響により、人口と共に医療施設が市内陸部に集中し偏在が顕著になっており、東部地区と西部地区の医療体制の格差が拡大している。

また、産科医及び小児科医等が不足している状況が今もなお続いており、人口減少や高齢化の進展とともに、市外都市部への人口及び医療資源の集中化が今にも増して進むことにより、本市における医療体制の維持、継続等への影響が危惧される。

## 【目的】

民間の医療施設(医科に限る。)の開設を促進し、加えて地域医療の担い手である医師を確保し、医療資源の偏在、減少及び流出を抑制し、医療体制の格差解消及び適切な医療体制を維持・向上させるため、医療施設を新たに開設する医師又は医療法人に対する補助金制度を創設するもの。

## ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

#### 【根拠法令】

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け: 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第4節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進

2 地域医療体制を充実させる

## ④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和5年 6月 関係課協議

10月 総合計画実施計画裁定(令和6年度~令和8年度)

令和6年 1月 令和6年度当初予算裁定

#### ⑤ 主な内容

### 1 補助対象者

次の各号のいずれの条件にも該当する医師又は法人とする。

- (1) 積極的に医療活動を行い、地域医療及び地域包括ケアの推進に寄与する者であること。
- (2) 市の区域内において、医療施設を新規開設した後に継続して10年以上診療する見込みであること。
- (3) 医療法施行令第3条の2に規定する医業の診療を行う者であること。(ただし、歯科医業は除く。)
- (4) 国、地方公共団体その他公的な機関から、本補助金の交付対象経費と同様の経費について補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていないこと。
- (5) 石巻市暴力団排除条例(平成24年12月25日条例第42号)第2条第2号及び第3号並びに第4号の規定に該当しないこと。
- (6) 既存の医療施設を引き継ぎ新規開設する場合又は、同一の医療施設内に新規開設する場合にあっては、親族以外の医師又は法人の代表者であること。

#### 2 補助対象地域

東部地区(湊、渡波、稲井、荻浜、田代、大川、雄勝、北上、牡鹿)を対象とする。ただし、分 娩施設を有する産婦人科及び産科、又は小児科を標榜する医療施設、若しくは主として在宅診療 を行う医療施設を開設する場合にあっては、この限りではない。

- 3 補助対象事業 開設に係る土地の取得、建物の新設、取得、改修又は拡張、機器の購入に要する経費
- 4 補助金額 対象事業費の1/2以内の額とし、1か所当たりの上限額は5千万円とする。
- ⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

# 【影響・効果】

質の高い医療体制を構築することにより、市民が安心して健やかに暮らせるまちづくりに寄与する。

## ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内では栗原市、県外では福島県いわき市、秋田県鹿角市、埼玉県加須市などで実施している。

## ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年3月 石巻市医療施設開設支援補助金交付要綱制定 (施行予定年月日:令和6年4月1日) 4月 市ホームページ等での周知、申請受付

## 9 その他